

本報告書作成に当たっての市民社会との対話について

日本は、男女共同参画・女性活躍の実現に向け、市民社会との協働を重視しており、以下のとおり、市民社会との対話を行い、できる限り報告書に反映させた。

(1) 男女共同参画推進連携会議における意見交換

- 経済界や労働界、教育界、メディア、女性団体その他のNGO・NPO、学識者など計100名以上からなる男女共同参画推進連携会議が、この報告書に盛り込むべき事項及び報告書案について、広く市民社会と対話するための意見交換会を2回開催した。
- 意見交換会では、以下の有識者やNGO・NPOの代表、若者代表から意見が述べられた。一般参加者との対話も行われた。

(アルファベット順)

浅野 万里子	日本女性監視機構 (JAWW) 代表
船橋 邦子	北京 J A C (世界女性会議ロビイングネットワーク) 代表
平松 昌子	CSW63NGO 代表、NPO 法人日本 BPW 連合会理事長、国連国内女性委員会副委員長
稲垣 日菜子	CSW63 ユース代表
紙谷 雅子	国際婦人年連絡会世話人、公益社団法人自由人権協会代表理事
三浦 まり	上智大学法学部教授
中村 敏久	UN Women 日本事務所 パートナーシップ・資金調達専門官
大倉 多美子	国際婦人年連絡会世話人、日本女性科学者の会前会長
大崎 麻子	特定非営利法人 Gender Action Platform 理事、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン理事
齋藤 文栄	UN Women 日本事務所 前パートナーシップ専門官
田中 由美子	C S W63 日本代表、城西大学招聘教授
田瀬 和夫	SDG パートナーズ有限会社代表取締役 CEO
横野 薫	G20 サミット エンゲージメントグループ Y20 (Youth 20) サミット 2019 事務局共同代表

- 主な意見の概要は以下の通り。

(セクション1 関係)

- ・ この5年間で、女性活躍推進法により取組が進展したことは大きな変化。
- ・ ポジティブアクションという意味でも、権利性という意味からも非常に成果を上げ

ている。一方、固定的性別役割分担意識がいまだ残っている。

- ・ 今後5年間の優先事項に、「法の下での平等及び差別のないこと、司法へのアクセス」を含めるべきではないか。
- ・ ビジネスと人権に関する国連の指導原則も重要。
- ・ ジェンダー平等が女性活躍の前提条件であり、持続可能な経済成長のために必要であり重要であることを日本国内で一層周知すべき。
- ・ 北京行動綱領における戦略目標A～Jのうち、G以外は程度の差はあるが実施済み。Gの選挙制度は国会において議論すべき。
- ・ 様々な課題の原因の根底にあるアンコンシャスバイアスは、男性にも女性にも関わりがあり、今後も、しっかり対応すべき。
- ・ 北京行動綱領の成果を若い世代に継承するため、若者みずからが課題として認識し、取り組むような方向付けをすべき。
- ・ 家庭科が男女必修となった今の30代後半より下の世代の男性は、家事や子育てを当たり前のように行っており、若い男性の意識は確実に変わってきている。

(セクション2 関係)

- ・ 政治分野における男女共同参画推進法は大変大きな意義。
- ・ 女性の労働・出産・育児における主体的な選択とそれを可能とする環境の整備が重要。男性の出産・育児への積極的な参加が重要。
- ・ 長時間労働の是正に関する議論の広がりを評価。
- ・ STEM分野では、政策・方針決定過程の中枢に女性が必要、また、初等教育における取組が重要。
- ・ 高齢女性の貧困への対応が重要。
- ・ DV被害者は、暴力から逃げることもできて、貧困の問題に直面することもある。
- ・ 刑法における性犯罪規定の見直しを評価。今後更に見直しが強化されていくことを期待。
- ・ 入国管理法の改正による特定技能外国人の女性の増加への対応にも今後留意が必要。
- ・ リプロダクティブ・ヘルスや性教育は、全ての人々の健康のベースであり、重要。
- ・ 「仙台防災枠組2015-2030」を受けて、日本の災害対策に変化があったことを大いに評価。女性や多様な立場の人が防災・減災に関連するあらゆる意思決定の場に参画できる体制整備、防災教育の推進などを一層進めるべき。
- ・ 我が国における男女共同参画の視点からの防災の取組は世界的にも評価されている。
- ・ デジタル化の推進におけるジェンダー主流化の視点は重要。
- ・ 女性・平和・安全保障のための1325行動計画の国別計画もしっかり実行・報告している。

(セクション3 関係)

- ・ S D G s と北京行動綱領をリンクさせることが重要。
- ・ 日本の S D G s 実施のための主要原則にジェンダー主流化が明記されたのは非常に重要。

(セクション4 関係)

- ・ ジェンダー統計の充実は重要。

(2) 意見募集

- 本報告書に盛り込むべき事項として、メールベースで広く市民社会から意見を募集した。
- 意見提出があったNGO・NPOは以下のとおり（順不同）。
国際協力NGOジョイセフ、日本婦人団体連合会、国際女性の地位協会、
日本YWCA、ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク、日本BPW連合会、
日本労働組合総連合会、国際婦人年連絡会、新日本婦人の会、J A W W、
北京 J A C、男女共同参画と災害・復興ネットワーク、
プラン・インターナショナル・ジャパン
- 男女共同参画社会の形成に関わる事項に関する主な意見の概要は以下のとおり。

【過去5年の成果】

- ・ 女性活躍推進法及び同法に基づく女性活躍推進企業に対する公共調達における優遇措置（ポジティブ・アクション）。これらにより、女性の雇用率が増加している。
- ・ 2018年6月の働き方改革関連法の成立。
- ・ 2018年5月の政治分野における男女共同参画推進に関する法律の成立・施行。
- ・ 2017年6月、刑法が改正され、①「強姦罪」が「強制性交等罪」と名称が変化され、被害者の性別が問われなくなったこと、②厳罰化されたこと、③親告罪の規定が削除されたこと、④監護者による性的虐待が新たに「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」となった。
- ・ 「女性の活躍加速のための重点方針」において、セクシュアルハラスメントを含む許しがたい人権侵害である女性に対する暴力など女性が直面している様々な課題がいまだに解決されずに存続していることが、「女性活躍“以前の”課題」であり、女性活躍の場の拡大を更に推進するためには、こうした残された課題の解消に今まさに取り組むべきであるとされた。

- ・ 2016年12月に決定された、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針において、①男女共同参画社会基本法に触れていること、②主要原則の一つとして「ジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化は分野横断的価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠」と位置付けられたこと、③ジェンダー統計の充実と男女別データの把握が謳われた。
- ・ 防災分野について、内閣府が取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」において女性を「主体的な担い手」として位置付け、具体的に予防、応急、復興等の段階において地方自治体が取り組むべき基本的事項を示し、各地で活用された。

【課題及び今後5年間に取り組むべきこと】

（包摂的な開発、繁栄の共有、人間らしい仕事）

- ・ 女性管理職比率上昇のための取組、女性の参画を阻む慣行への取組。クォータ制の導入。
- ・ 男女間の賃金格差の縮小、同一労働同一賃金の導入。
- ・ 女性非正規労働者の割合上昇への対策、非正規雇用の正規雇用転換の推進、非正規雇用の賃金及び労働環境の改善。
- ・ 長時間労働対策、男性中心型労働慣行からの脱却。
- ・ 待機児童問題への対応
- ・ 介護等の無償労働が女性の労働として固定化されない取組の推進、男性の育児休業取得率が低いことへの対応、パパ・クォータ制の導入、育児休業中の賃金保障の充実。
- ・ 地域における意思決定の場への女性参画促進。

（貧困撲滅、社会保障、社会サービス）

- ・ 高齢女性の貧困化への取組。
- ・ 障害を持つ女性、シングルマザーなどの特有のニーズに配慮すること。
- ・ 全国一律最低賃金制度の導入。
- ・ 避妊具・避妊薬の選択肢の拡大、緊急避妊薬のアクセス改善、経口妊娠中絶薬の日本国内での承認、HPVワクチン接種の推奨再開。
- ・ 包括的な性教育の実施。
- ・ 地方における高等教育進学率の男女格差の解消。
- ・ 包括的な人権教育の実施。
- ・ 女性がSTEM教育を受けられる環境整備。
- ・ 女子差別撤廃条約やSDGsの理念の教育の場への反映。

（暴力、スティグマ、固定観念からの解放）

- ・ 女性差別の包括的定義を明記した差別禁止法の制定、すべての国内法における女性差

別条項の見直し。

- ・ 女性に対する暴力の厳罰化。
- ・ 刑法改正の3年後見直し。
- ・ 子供に対する性暴力の厳罰化
- ・ 配偶者暴力と児童虐待施策の連携。
- ・ 性暴力被害者の回復支援。
- ・ 配偶者暴力の加害者更生プログラムの実施。
- ・ ILOのセクシュアルハラスメント禁止に係る条約を批准できるセクシュアルハラスメント禁止法の制定、同条約の批准。
- ・ メディア分野におけるジェンダーに敏感な視点を持つ制作者の増加。
- ・ 暴力的描写に対するメディアの自主規制などの意識改革。
- ・ 外国人女性、障害を持つ女性、同和地区出身の女性、アイヌ人の女性などマイノリティの権利保護。

(参加、説明責任、ジェンダーに配慮した制度)

- ・ 女性の政治参画推進のための選挙制度の改善。
- ・ デジタル化の進展におけるジェンダー視点の統合。
- ・ 男女共同参画予算の増加。
- ・ 女子差別撤廃条約の周知、選択議定書の批准。

(環境の保全、保護、修復)

- ・ 環境施策への女性の参画推進。
- ・ 防災・減災分野におけるジェンダー平等の主流化

(国家の制度とプロセス)

- ・ ナショナルマシーナリーの強化。
- ・ SDGsの推進と北京行動綱領の一層の連携。

(データと統計)

- ・ ジェンダー統計の整備・拡充。

(その他)

- ・ 選択的夫婦別姓の導入。